

高圧受電設備規程付録

第1章 総 則

1. 適用範囲

この「高圧受電設備規定付録」（以下「付録」という。）は、「北陸電力株式会社」（以下「当社」という。）の配電設備に接続する高圧の電気工作物及び当社内線関係供給施設（高圧、特別高圧）に適用する。この付録に明記していない事項は、当社の託送供給等約款等、電気設備の技術基準とその解釈、及びその他の法規によるものとし、この付録によりにくい事項は、工事着手前に当社に連絡し、協議するものとする。

2. 用 語

この付録において、使用する用語の意義は、「高圧受電設備規程本則」（以下「本則」という。）に定める用語のほか、次による。

- (1) 共同引込線とは、2以上の需要契約に対して1引込みにより電気を供給する場合の引込線をいう。
- (2) 計器用変成器（以下「変成器」という。）とは、計器とともに使用する電流及び電圧の変成用機器で、変流器、計器用変圧器をいう。
- (3) 単独計器とは、変成器と組み合わせないで単独で使用する計器をいう。
- (4) 変成器付計器とは、変成器と組み合わせて使用する計器をいい、変成器を含まない。
- (5) タイムスイッチとは、時間制需要の制御に使用する自動開閉器をいう。
- (6) チェックターミナルとは、変成器の二次側配線と計器との中間に設ける試験用開閉器をいう。
- (7) 電磁接触器とは、タイムスイッチの制御容量を超える時間制需要の制御にタイムスイッチと組み合わせて使用する低圧開閉器をいう。

第2章 引込線の取扱

1. 適用範囲

この章は、託送供給等約款等に定める高圧の引込線の取扱について示したものである。

2. 需給地点及び施設

- (1) 電気の需給地点（電気の需給が行われる地点をいう。）は、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点とする。
- (2) 需給地点は、需要場所内の地点とし、当社の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまと当社の協議によって定める。ただし、次のような場合には、お客さまと当社との協議により、需要場所以外の地点を需給地点とすることがある。
 - a 山間地、離島にある需要場所等、当社の電線路から遠隔地にあつて将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合。
 - b 当社の立ち入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合。
 - c 1建物内の2以上の需要場所に電気を供給する場合で、各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。
 - d 第2章4（地中引込線）(2)により地中引込線によって電気を供給する場合。
 - e 技術上、経済上やむを得ない場合で、お客さまが受電設備等を共用して電気の供給を受けるとき。
 - f その他特別の事情がある場合。

- (3) 需給地点に至るまでの供給設備は、当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設する。

3. 架空引込線

- (1) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行う場合には、原則として架空引込線によるものとし、お客さまの支持物又は構造物の引込線取付点までは、当社が施設する。この場合には、引込線取付点は、当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点をお客さまと当社との協議によって定める。
- (2) 引込線を取り付けるためお客さまの需要場所内に設置する支持物は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設する。

4. 地中引込線

- (1) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行う場合には、お客さまが、需要場所内に施設する区分開閉器の電源側接続点までを当社が施設する。
- (2) (1)により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は、当社の電線路の最も適当な支持物又は分岐点から最短距離の場所とし、お客さまと当社の協議によって定める。
なお、これ以外の場合には、需要場所内の地中引込線はお客さまの所有とし、お客さまの負担で施設する。
- (3) 地中引込線の施設上必要な付帯設備は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設する。
- (4) 接続を架空引込線によって行うことが出来る場合で、お客さまの希望によりとくに地中引込線によって行うときには、地中引込線は原則としてお客さまの所有とし、お客さまの負担で施設する。ただし、当社が保安上適当と認めた場合は(1)に準じて接続を行う。この場合、当社は、工事費負担金を申し受ける。

5. 接続引込線

当社は、他に施設手段が無い場合や保安上より望ましい場合など特別の事情があり、かつ、当該電線路を施設する造営物の所有者又は占有者の承諾を得た場合は、接続引込み又は共同引込みで電気を供給することがある。この場合、接続引込線、共同引込線又は分岐装置の施設場所をお客さまから提供していただく。なお、お客さまの電気設備との接続点までは、当社が施設する。

6. 引込線の接続

当社の電線路又は引込線とお客さまの電気設備との接続は、当社が行う。なお、お客さまの希望によって引込線の位置変更工事をする場合には、当社は、実費に消費税相当額を加えた金額を申し受ける。

第3章 区分開閉器の施設、及び責任分界点

1. 適用範囲

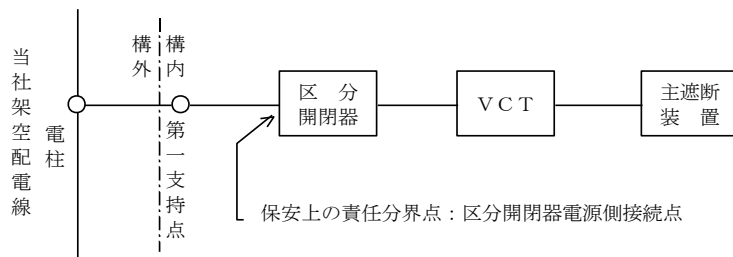
この章は、高圧お客さまが施設する区分開閉器の取扱、及び責任分界点について示したものである。

2. 施設方法

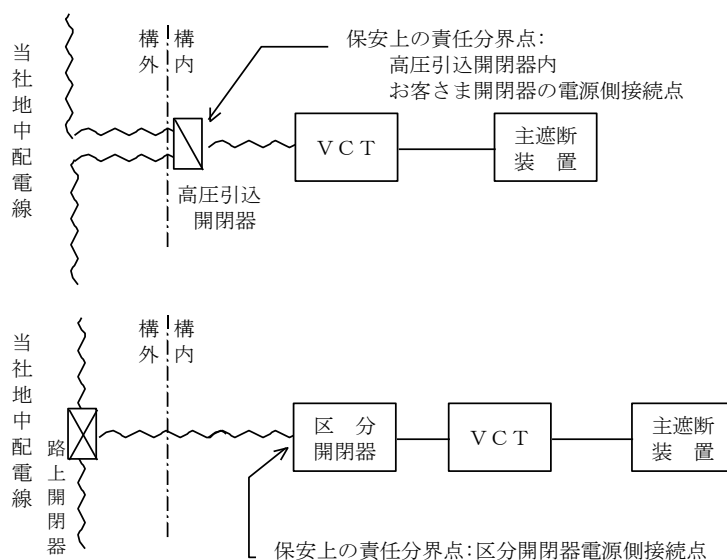
(1) 保安上の責任分界点には、区分開閉器（保守点検の際に電路を区分するための開閉装置をいう。以下同じ。）を施設すること。

(2) 施設例

a. 架空配電線から絶縁電線(架空ケーブル含む)を用いて引き込む場合



b. 地中配電線から地中ケーブルを用いて引き込む場合



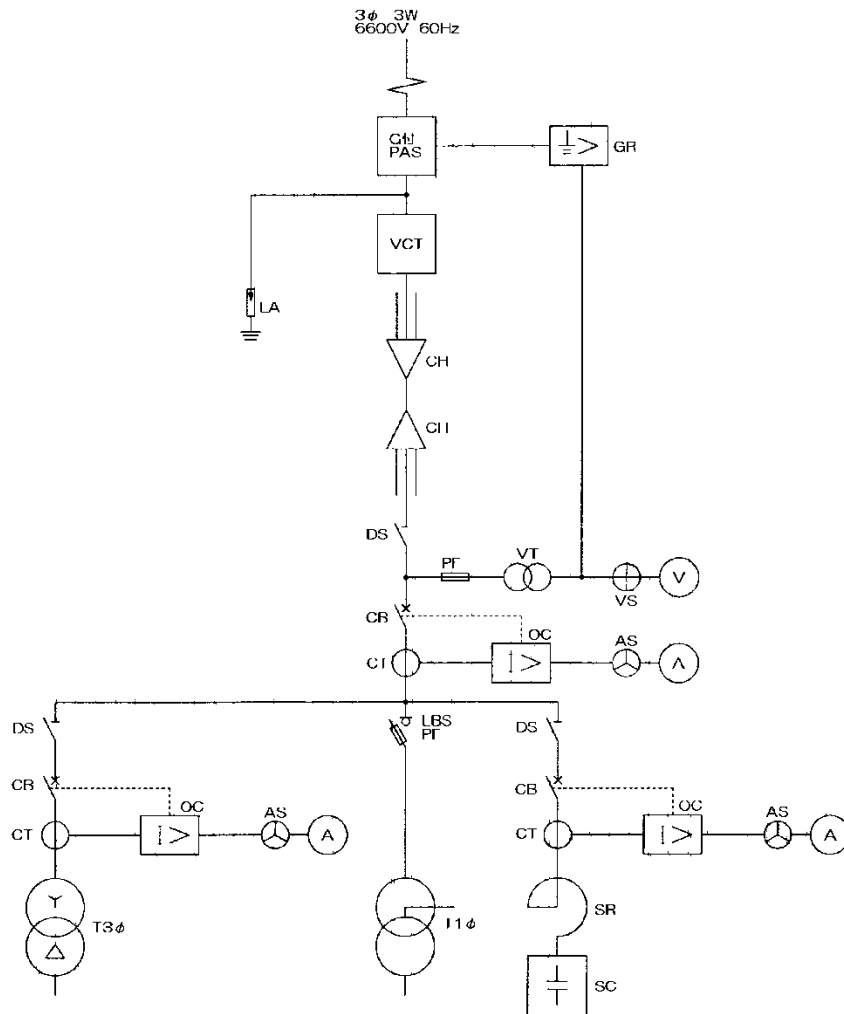
(注) 前記 a, b によらない場合は、個別に当社と協議を行い、施設方法を決定するものとする。

3. 地中線供給区域の財産分界点及び保安上の責任分界点

	高压引込開閉器から引き込む場合	路上開閉器から引き込む場合
財産・保安責任分界点	高压引込開閉器内に設置した区分開閉器の電源側接続点	高压お客さま構内に設置した区分開閉器の電源側接続点

第4章 標準結線図

1. CB形

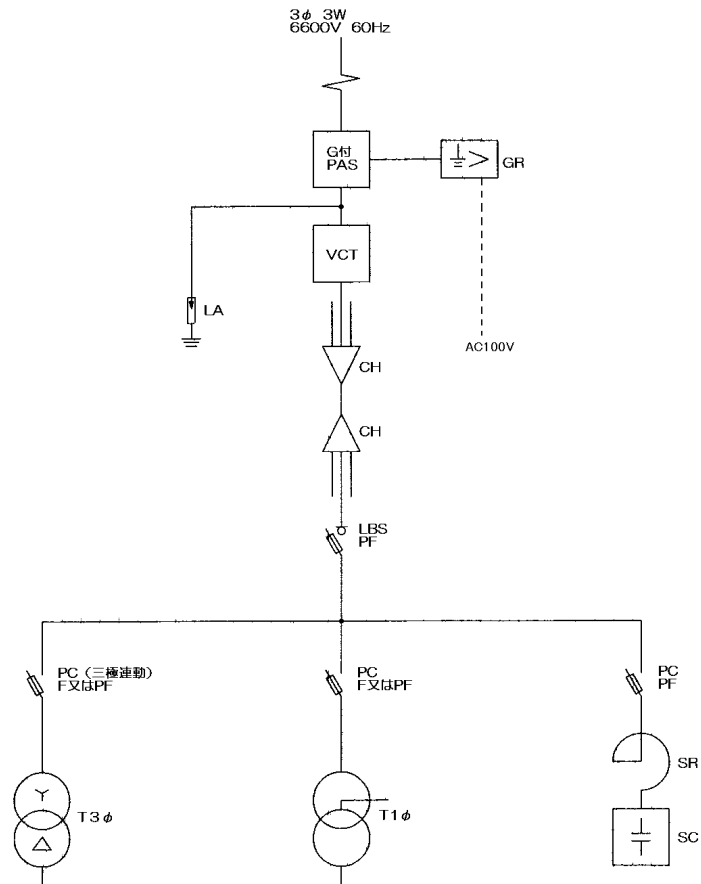


〔注1〕 受電設備容量制限なし

〔注2〕 図記号表示法はJIS C 0617-1999電気用図記号による。

〔注3〕 PFは限流ヒューズを示す。

2. PF・S形



- [注1] 受電設備容量 150kVA 以下 (J I S C 4 6 2 0 - 1 9 9 8 に適合するキュービクルの場合は 300kVA 以下)
- [注2] 負荷に高圧電動機がないこと。
- [注3] 点線の AC100V は, 変圧器二次側から電源を取る場合を示す。

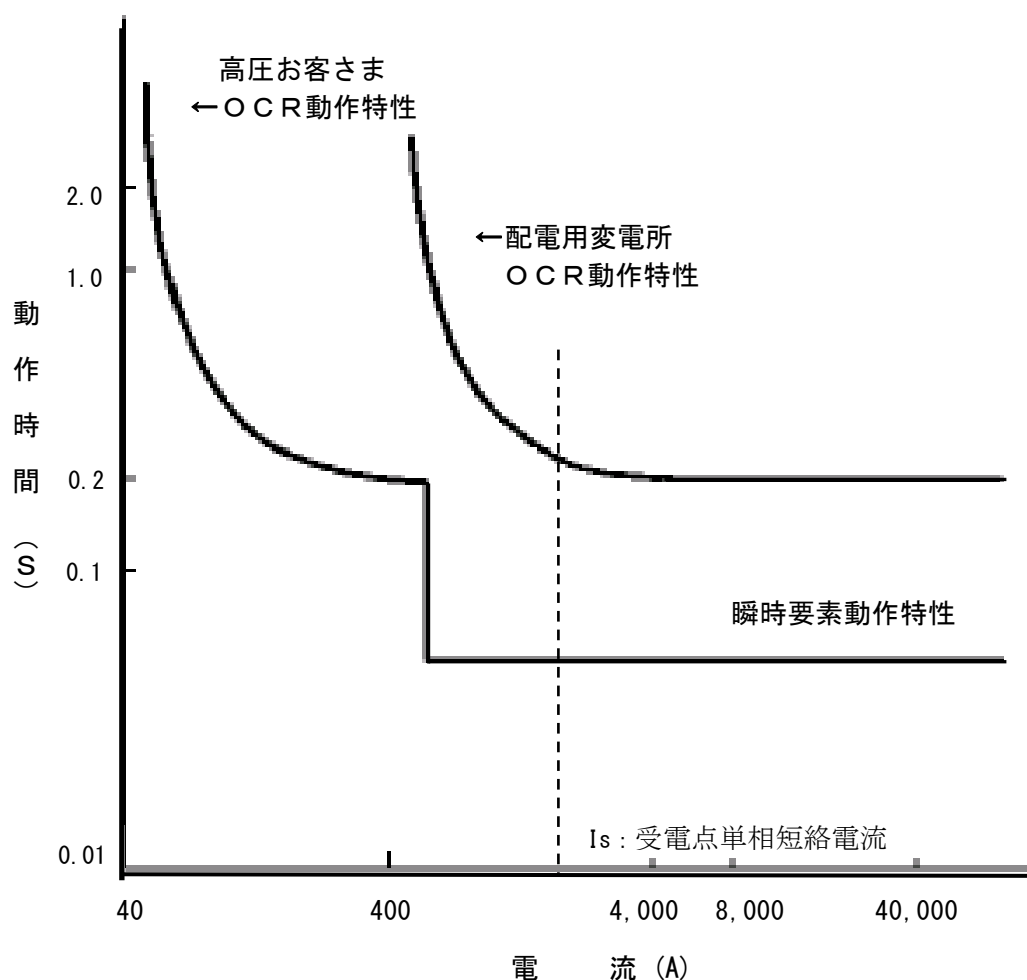
第5章 保護協調

高圧お客さま及び当社が各々施設する各保護継電装置相互間の保護協調については、以下のとおりとする。

1. 過電流保護協調

- (1) お客さまに供給している配電線に施設する当社の過電流保護装置とお客さまが受電点に施設する過電流保護装置とがお客さま構内の短絡事故において十分協調がとれるものとする。
- (2) お客さま構内に施設する変圧器の励磁突入電流などの機器の過渡特性で、お客さまが施設する過電流保護装置が不要動作しないものとし、整定範囲は以下のとおりとする。
 - a. 受電点单相短絡電流 (I_s) > お客さま過電流保護装置の瞬時要素高圧側動作電流 (I_t) > 変圧器の合成励磁電流 (I_p)
 - b. 上記 a の整定が困難な場合
主遮断器と組合せる C T を通過する変圧器励磁突入電流を極力小さくするため、上位系統から下位系統へ段階的に各回路(変圧器)を投入していく順次投入方法とする。
受電点单相短絡電流 > お客さま過電流保護装置の瞬時要素高圧側動作電流 > 変圧器の単機最大励磁突入電流
- (3) 保護装置が短絡電流を遮断完了するまでの間、受電点から短絡故障点までの経路に施設される機器、材料が短絡電流に耐えうる短時間耐量を有すること。

配電用変電所 O C R との時限協調 (例)



2. 地絡保護協調

- (1) お客さまに供給している配電線に施設する当社の地絡保護装置とお客さまが受電点に施設する地絡保護装置とがお客さま構内の地絡事故において十分協調がとれるものとする。
- (2) お客さま構内の ZCT 負荷側の対地静電容量が大きく、お客さま構外事故時において不必要動作をする恐れがある場合には、お客さまの施設する地絡保護装置に高圧受電用地絡方向継電装置を用いる事が望ましい。

第6章 計器及び変成器の施設

1. 適用範囲

この章は、電気取引に使用する電力量計、最大需要電力計、無効電力量計（以下これらを「計器」という。）及び変成器の施設に適用する。

なお、業務用、産業用蓄熱調整契約負荷（以下「蓄熱調整契約負荷」という。）の取扱いは、平成28年3月末までに需給契約を締結したものに限り適用し、平成28年4月以降の新規契約においては適用しない。

2. 計器および変成器の組合せ

需給契約ごとに計器1台と変成器1台の組合せで計量する。ただし、買取契約がある場合は、原則として需給用計器と買取用計器の変成器を共用する。

3. 計器及び変成器の選定

計器容量は、契約電力(kW)に応じて原則として次により選定する。

ただし、蓄熱調整契約負荷に供給する計器の容量は、負荷電流に応じて選定する。

(1) 高圧（契約電力500kW未満）

計器種別 供給電圧(v)	機械式		電子式	
	3,300	6,600	3,300	6,600
一次定格電流(A)				
20	40～100	210以下	100以下	210以下
50	100～270	120～499	30～270	60～499
100	190～499	—	100～270	—

(2) 高圧（契約電力500kW以上）、特別高圧

契約電流をaにより計算し、契約電流/一次定格電流がbの範囲となるように選定する。

$$a \quad I = \frac{P}{\sqrt{3} \cdot V \cdot \cos \phi} \times 10^3$$

I：契約電流(A)

P：契約電力(kW)

V：供給電圧(V)

cos φ：上限は0.95、下限は1.00

b 最大需要電力計がアナログ式の場合は35%～100%、デジタル式の場合は機械式が20%～100%、電子式が10～100%。

(3) 買取契約

変成器共用時において、需給用計器と買取用計器の容量は需給契約と買取契約のうち大きい方をもとに選定する。

4. 計器及び変成器の取付場所

計器及び変成器は、検針及び保守点検が容易な場所に原則として次により取付ける。

(1) 高圧

a 計器は、次による。

(a) お客さまの構内柱、入口付近の屋側、お客さまの受電室内又はキュービクルの配電盤とする。

(b) 契約種別により最大需要電力計、無効電力量計等の計器を組み合わせで使用する場合は、同一場所に集合取付けとする。

(c) 同一需要場所で契約種別の異なる計器は、工事上やむを得ない場合を除き、同一場所に集合取付けとする。

(d) 蓄熱調整契約負荷に供給する計器は、お客さまの受電室内又はキュービクルの配電盤とする。

b 変成器は、次による。

(a) 財産分界点の区分開閉器の負荷側から受電用遮断器の電源側の間とする。

(b) 取付け場所は、変成器を搬入する通路が将来ともに確保され、保守点検及び取替工事が容易かつ安全に実施できるお客さまの構内柱、お客さまの受電室内又はキュービクルの内部とする。ただし、塩害の甚だしい地域では屋内とする。

(2) 特別高圧

- a 計器は、次による。
 - (a) お客さまの受電室内とする。
 - (b) 契約種別により最大需要電力計、無効電力量計等の計器を組み合わせる場合は、同一場所に集合取り付けとする。
 - (c) 同一需要場所で契約種別の異なる計器は、工事上やむを得ない場合を除き、同一場所に取付けとする。
- b 変成器は、受電用遮断器の負荷側、負荷の電源側とする。

5. 計器取付場所の制限

計器は、次のような場所へ取付けてはならない。

- (1) 他動的損傷のおそれがあるところ。
- (2) 振動の影響が大きいところ。
- (3) ばい煙、じんあいの多いところ。
- (4) 将来、建造物が新增設又は変更などで位置替えを必要とするところ。
- (5) 温度の変化が大きいところ。
- (6) 化学薬品のため腐食作用を受けるところ。
- (7) 磁気の影響が大きいところ。
- (8) 通行に支障となるところ。
- (9) 家屋が接近した屋側等で冰雪落下のおそれがあるところ。
- (10) 施錠等があり容易に立入りできないところ。
- (11) 高圧部分へ接近しないと検針及び保守点検が出来ないところ。
- (12) その他計器を施設するのに不適當と思われるところ。

6. 計器及び変成器の取付方法

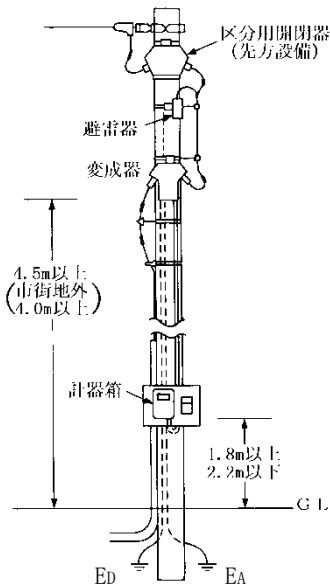
計器及び変成器の取付方法は、次による。

(1) 計器

- a 高圧用及び特別高圧用計器は、チェックターミナル、タイムスイッチとともに1個の計器箱に収めて施設する。
- b 計器の取付け高さは、屋外に取付ける場合は地上 1.8m 以上 2.2m 以下とする。ただし、工事上やむを得ない場合で検針、保守等に支障のない場合はこの限りではない。また、屋内に取付ける場合は、床上 1.8m 以上 2.2m 以下とする。ただし、キャビネット内に収める場合は 1.8m 以下とすることができる。
- c 計器及び計器箱は、傾斜のないよう堅固な造営材に固定するものとし、造営材がぜい弱な場合は、取付板を使用する。取付板には、厚さ 20mm 以上の合成樹脂板又は防腐塗料を施した厚さ 15mm 以上の板を用い、長さ 50mm 以上の木ねじ等で取付ける。
- d メタルラス張り、ワイヤラス張り又は金属板張りの木造の造営材と計器及び計器箱の金属部分とは、電氣的に接触しないように施設する。
 - (a) 絶縁板により処理する場合は、厚さ 20mm 以上の合成樹脂板又は厚さ 20mm 以上の木板を使用する。
 - (b) メタルラス等を切り除いて処理する場合は、厚さ 20mm 以上の合成樹脂板又は厚さ 15mm 以上の木板を使用する。
[注]メタルラス等の切り除きは金属性外箱周囲から 15mm 以上離す。
- e キュービクル内に取付ける場合は、次のとおりとする。
 - (a) 検針値が外部から容易に見えるような位置に検針窓を設け、キュービクルの扉を開けずに検針が出来るものとする。
 - (b) 検針窓の大きさは、縦 180mm 以上、横 200mm 以上とする。
 - (c) 計器の取付け高さは、床上から 800～1,500mm 程度とする。
 - (d) 計器は、縦 560mm 以上×横 250mm 以上×厚さ 20mm 以上の計器取付板に取付ける。

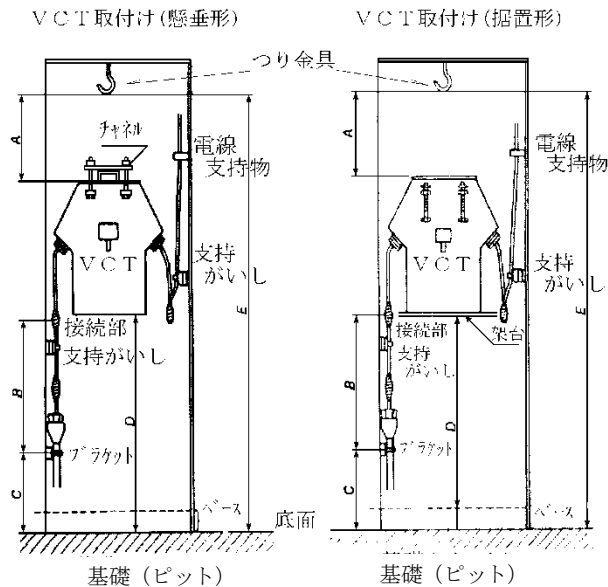
(2) 変成器

- a 高圧用変成器の取付け方法は、次による。
 - (a) 柱上に施設する場合は 6-1 図のとおりとし、地表上 4.5m (ただし、市街地外では 4m) 以上とする。また、変成器取替工事の際に区分開閉器の電源側に作業者が近づかないで作業できるよう、区分開閉器と変成器の間隔は十分確保するものとする。
 - (b) 受電室内に設置する場合は、床上 2.5m を標準とする。
 - (c) 屋上に設置する場合は、床上 2.5m を標準とし、人が触れるおそれがある場合には金網等のさくを施設する。
 - (d) キュービクル内に設置する場合は 6-2 図のとおりとする。また、変成器の二次端子箱が点検できるよう取付ける。
- b 特別高圧用変成器は、ブッシング取付け点から地表上まで 2.2m 以上とする。



区分別開器と変成器の間隔は、
変成器吊替えに支障のない間隔を
十分確保する

6-1 図 高圧変成器及び計器の電柱施設例



6-2 図 高圧変成器のキュービクル内への施設方法

単位(mm)

A	B	C	D	E
300 以上	640 以上	370 以上	1,000 以上	1,950 以上

〔備考1〕 ブラケットの取付け位置は、上下左右 100mm 移動できる構造とする。

〔備考2〕 支持がいしの相間距離は 180mm 以上とする。

〔備考3〕 横幅は取付け及び取替え作業に必要な寸法とする。

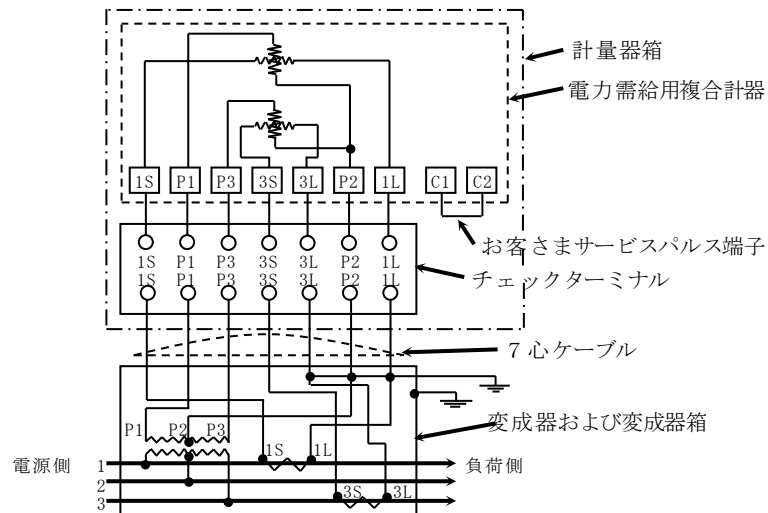
〔備考4〕 C, D, Eは、引込みケーブルがピット配線で施工されることが明らかな場合は、ピット底面からの寸法としてもよい。

〔備考5〕 変成器のつり金具は、変成器位置の直上に取付けるものとする。

7. 計器及び変成器の接続

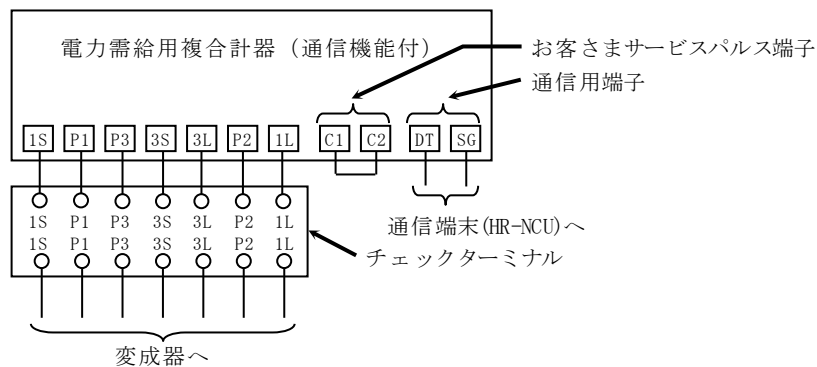
計器及び変成器の接続は、次による。また、接続図については、6-3 図～6-8 図のとおりとする。

- (1) 計器及び変成器は端子記号及び配線の色別に基づいて接続する。
- (2) 計器用変圧器は、変成器の一次側において接続する。
- (3) 変成器の一次側には断路器及びヒューズ等を施設してはならない。
- (4) 変成器の二次側には、電力会社が施設する計量器類以外には、ヒューズ、配電盤用計器その他の機器等を接続してはならない。ただし、需給用と買取用の変成器を共用する場合は、お客さまが施設する計量器類を接続してもよい。
- (5) お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更する場合には、当社は、実費に消費税相当額を加えた金額を申し受ける。

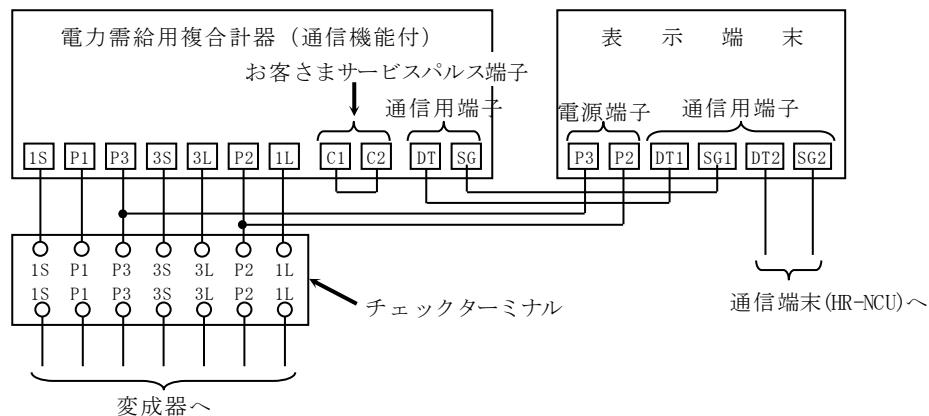


[注] 1, 2, 3 は相順を表わす。

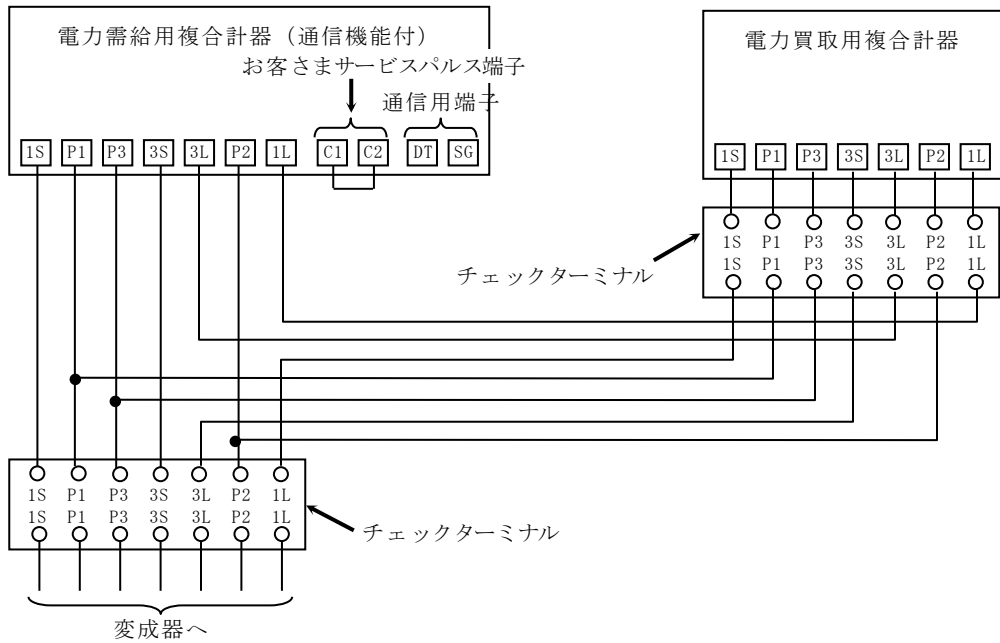
6-3 図 電力需給用複合計器と変成器の標準的な結線例



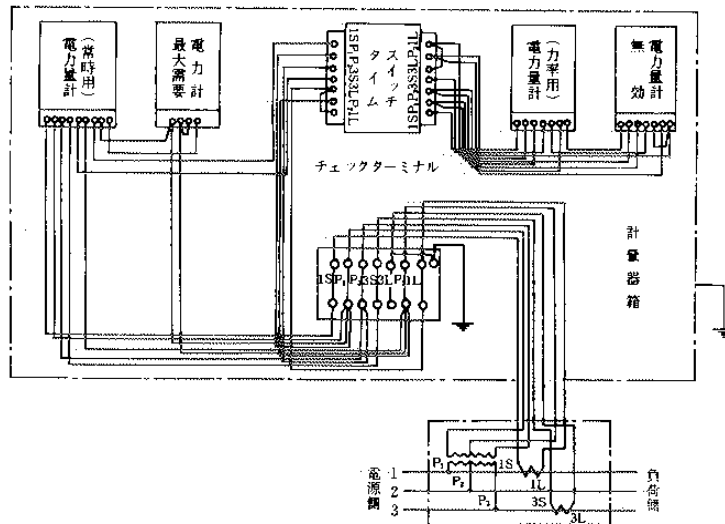
6-4 図 電力需給用複合計器（通信機能付）の結線例



6-5 図 電力需給用複合計器（通信機能付）と表示端末の結線例

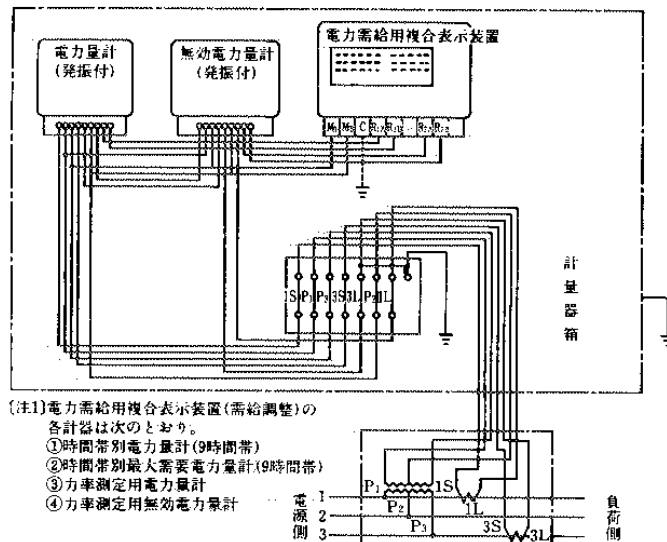


6-6 図 変成器を共用する場合の結線例



[注] 1, 2, 3は相順を表わす。

6-7 図 契約電力 500kW 以上の誘導型電力量計 (既設お客さま)



[注1] 電力需用複合表示装置 (需給調整) の各計器は次のとおり。
 ① 時間帯別電力量計 (9時間帯)
 ② 時間帯別最大需要電力量計 (9時間帯)
 ③ 力率測定用電力量計
 ④ 力率測定用無効電力量計

[注2] 1, 2, 3は相順を表わす。

6-8 図 電力需用複合表示装置 (既設お客さま)

8. 計器及び変成器の配線

計器及び変成器の配線は次による。

(1) 高圧及び特別高圧変成器の一次配線は次による。

- a 変成器に至る電線太さは、高圧は2.6mm以上、特別高圧は22mm²以上とする。
- b 変流器に至る電線太さは、変流器前後の電線と同等以上とする。
- c 高圧変成器に至る電線には引下げ用高圧絶縁電線又はこれと同等以上の絶縁耐力のあるものを使用し、高圧変成器との接続部分には、引下げ用高圧絶縁電線の絶縁物と同等以上の絶縁耐力のあるもので十分被覆する。

(2) 変成器の二次側配線は、次による。

- a 配線には、ビニールケーブルを使用し、単相2線式は4心、単相3線式及び三相3線式は7心とする。
- b ケーブル太さ及び互長は、次によるものとし、つとめて短小となるよう施設する。

(a) 契約電力500kW未満の場合 (単位：m以下)

太さ 区分	7/0.8 (3.5mm ²)	7/1.0 (5.5mm ²)	7/1.2 (8mm ²)	7/1.6 (14mm ²)
低 圧	15	20	30	55
高 圧	30	45	65	120

[備考] 互長が上表の限度を超過する場合の太さは、計器用変圧器、変流器の使用負担及び負担力率を考慮してその都度決定する。

(b) 契約電力500kW以上の場合

ケーブル太さは、7/1.0mm(5.5mm²)以上とし、その太さは、計器用変圧器、変流器の使用負担及び負担力率を考慮してその都度決定する。

c 配線の色別又は符号は、次のとおりとする。

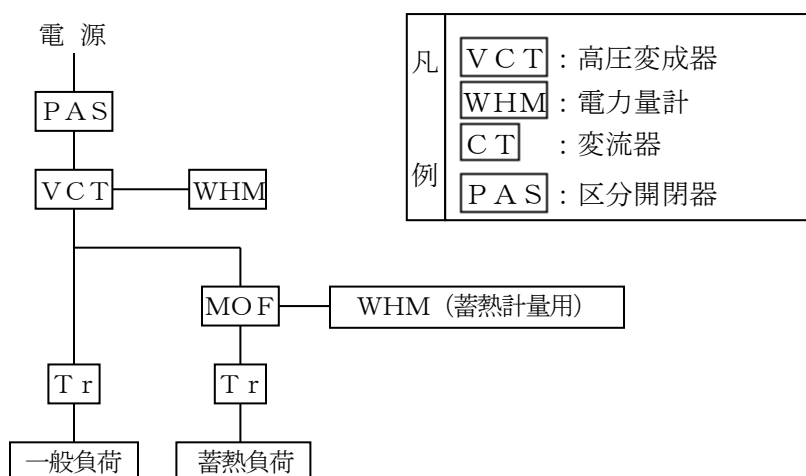
端子記号	1S	P1	P3	3S	3L	P2	1L	
電線 色別	4心 (単相)	緑	黒	—	—	—	白	赤
	7心 (三相)	緑	黒	赤	黄	青	白	茶
符号	7心 (三相)	4	1	3	5	7	2	6

d 配線の途中には、接続点を設けてはならない。

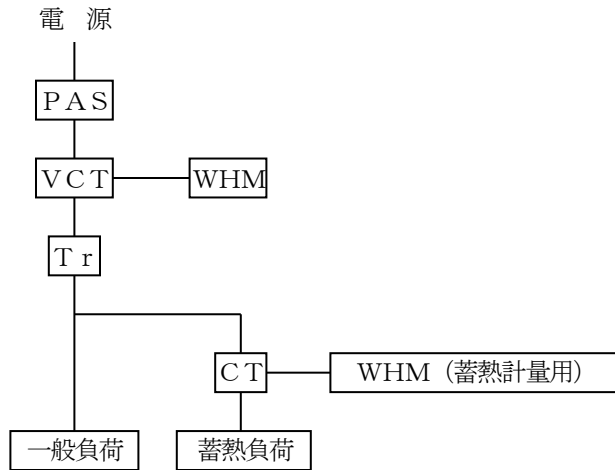
9. 蓄熱調整契約の計量方式

蓄熱調整契約負荷の標準的な計量方法は次による。

(1) 蓄熱負荷を高圧側で計量する場合



(2) 蓄熱負荷を低圧側で計量する場合



10. 計器箱及び変成器箱

計器箱及び変成器箱は、次による。

- (1) 計器箱及び変成器箱は、当社の規格又は仕様で定めるものを使用する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、計器箱の機能を有し、封印装置を施したものに限り使用することができる。
- a 受電室の配電盤に取付ける場合
 - b キュービクルに取付ける場合
 - c その他工事上やむを得ない場合

(2) 計器箱の種類及び適用計器は、次による。

計器箱の種類	適用計器
三相 大	普通電力量計(高圧誘導型)
三相 大(薄形)	電力需給用複合計器(実量制, 季特別)

11. 接 地

変成器, 変成器箱, 及び二次配線は、次により接地しなければならない。

(1) 高圧

- a 変成器の二次配線 (P2, 1L, 3L 回路) には、チェックターミナルの電源側でD種接地を施す。
- b 変成器を木柱又はコンクリート柱の上に施設する場合には、D種接地工事を施す。
- c 変成器を鉄柱等金属製の上に施設する場合は、A種接地を施す。

(2) 特別高圧

変成器及びその二次配線 (P2, 1L, 3L 回路) には、チェックターミナルの電源側でA種接地工事を施す。

第7章 タイムスイッチの施設

1. 適用範囲

この章は、通電時間帯を制御する負荷に供給するための、当社が所有するタイムスイッチの施設に適用する。

なお、この取扱いは平成28年3月末までに需給契約を締結した場合に適用し、平成28年4月以降の新規契約について当社は、タイムスイッチ及び電磁接触器は設置しない。また、当社所有タイムスイッチの施設箇所であっても、既設タイムスイッチの通電時間帯の変更は実施しない。

2. タイムスイッチの選定

深夜電力用及び融雪電力用のタイムスイッチは、次により選定する。

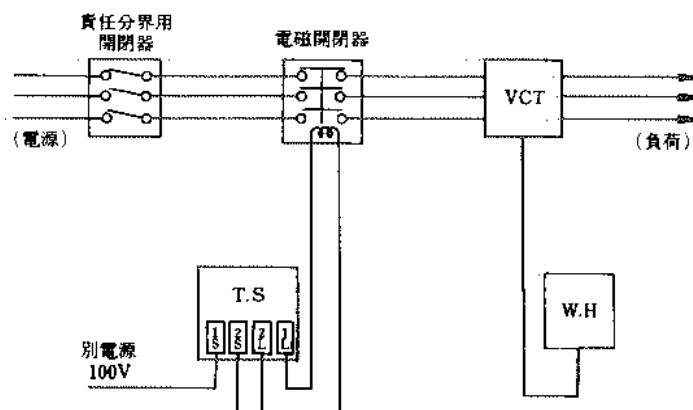
供給方式	タイムスイッチ（100-200V2極30A）との 組み合わせ		
	電磁接触器 200V3極 75A	電磁接触器 200V 150A	電磁接触器 200V 250A
単相2線式 200V	15kW以下 [10kW以下]	30kW以下 [25kW以下]	50kW未満 [50kW未満]
単相3線式 100V/200V	15kW以下 [10kW以下]	30kW以下 [25kW以下]	50kW未満 [50kW未満]
三相3線式 200V	25kW以下 [11kW以下]	50kW未満 [30kW以下]	[50kW未満]
高圧6.6kV	電磁開閉器 500Kw未満		

[備考1] [] は、モーター負荷に適用する。

[備考2] 高圧供給において、低圧側で遮断する場合は、負荷制御回路の容量により選定する。

3. タイムスイッチの施設

- (1) タイムスイッチ及び電磁開閉器は、第6章3～7に準じて施設するほか、次による。
高圧電磁開閉器を併用する場合



[備考1] タイムスイッチと電磁開閉器の間の制御用電線は、2.6mm²（又は5.5mm²）以上のケーブルを使用する。

[備考2] タイムスイッチを取付けた場合は、停電補償装置（電池）を必ず動作状態にし、停電時に時計機構が動作することを確認する。

- (2) タイムスイッチを屋外に取付ける場合は、計器箱に収めて施設する。

第 8 章 融雪用電力の供給施設

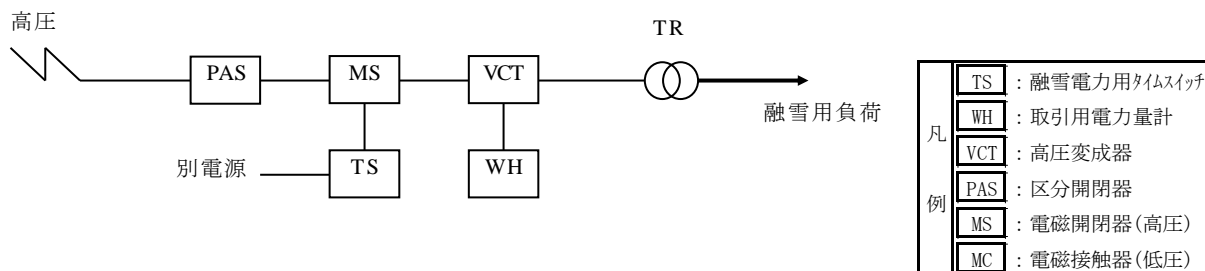
1. 適用範囲

この章は、平成 28 年 3 月末までに需給契約を締結したロードヒーティング及びブルーヒーティング等融雪用負荷に供給する施設に適用し、平成 28 年 4 月以降の新規契約においては適用しない。

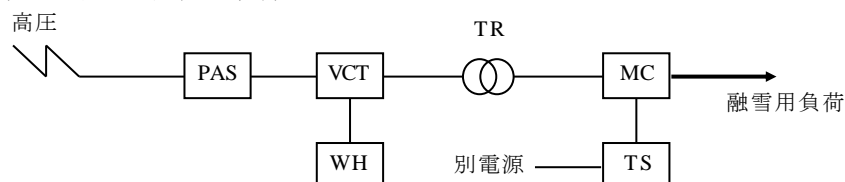
2. 融雪用機器回路の施設

融雪用負荷に供給する回路は専用回路とし、融雪用以外の負荷を接続してはならない。

(1) 高圧側で遮断する場合



(2) 低圧側で遮断する場合



[注] 低圧側で遮断する場合の、標準的な施設例を記載した。

3. 高圧供給の負荷平衡

高圧供給の融雪用負荷設備は、原則として、三相不平衡とならないよう接続を行うものとするが、やむを得ない場合において、単相変圧器を使用する場合は、次によることができる。ただし、三相平衡化を図るため、単相負荷接続相は当社と協議のうえ決定すること。

(1) 75kW 以下の場合、単相変圧器 1 台以上

(2) 150kW 以下の場合、単相変圧器 2 台以上

(3) 150kW 超過の場合、単相変圧器 3 台以上。ただし、V 結線により三相平衡負荷とする場合を除く。

第 9 章 進相コンデンサの施設

力率改善のために進相コンデンサを施設する場合、負荷設備に合わせた適正な容量を選定する。

なお、負荷変動により過度な進み力率とならないよう、進相コンデンサには自動力率調整装置を施設する、もしくは負荷変動に応じて進相コンデンサ回路の切り離しを行うことが望ましい。

[備考 1] 容量の算定にあたっては、高圧受電設備規程(JEAC 8011-2014)の資料 1-1-7「負荷に合わせた S C 容量の選定・力率の解説」を参照。

第 10 章 塩害対策

塩害地域では、塩害による事故防止を図るため、塩風に直接ふきさらしとならない様、屋内式、キュービクル式、ダクト式を用いるほか、耐塩対策を施した機材を用いる事が望ましい。また当社変成器は、屋内設置とする事が望ましい。

付 則

1. 計器用変成器の二次側における配線接続方法の統一に伴う改定 (H20. 3. 24 施行)
2. 計器用変成器の共用化における二次側接続方法の統一に伴う改定 (H24. 12. 14 施行)
3. 託送供給等約款等に基づく契約の取扱い変更等に伴う改定 (H28. 4. 1 施行)